

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (学校における感染症対策事業)

1 事業名

学校等における感染症対策事業

2 事業の概要

(1) 事業の目的

感染及びその拡大リスクをできる限り低減させなら、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整備し、教育活動を着実に継続するため、マスク、アルコール、手袋などの感染症対策用消耗品を購入する。

なお、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、「学校裁量経費」として、学校規模に応じた予算額を各学校へ令達し、執行する。

(2) 対象

区立小中学校 74 校 (天津わかしお学校を含む)

3 繰越明許の理由

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している中、各学校において、感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を着実に継続することを目的に、「学校における感染症対策事業」が、令和4年3月2日に令和3年度補正予算(第10号)として議決した。

本事業に係る経費は、令和3年11月26日に閣議決定された令和3年度補正予算における文部科学省「学校保健特別対策事業費補助金(学校等における感染症対策等支援事業)」の申請対象となっており、令和4年2月10日に交付申請を行い、令和4年3月1日付けで交付決定を受けている。

本予算の執行にあたり、令和3年度においては、同年度の当初予算分にて年度内の感染症対策が可能となる見通しとなった一方で、翌年も引き続き感染症対策が必要となることから、全額を繰り越した。

なお、当該補助金については、令和4年3月15日付けで東京都教育委員会教育長宛て繰越承認申請をしている。

4 現在の進捗状況と今後のスケジュール

令和4年3月1日	補助金交付決定
令和4年4月1日	各学校へ予算令達
令和5年4月末(予定)	補助金確定及び歳入

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 教育費	2 小学校費	学校における感染症対策事業	円 13,301,000	円 13,301,000	円 0	円 6,650,000	円 6,651,000
8 教育費	3 中学校費	学校における感染症対策事業	円 5,188,000	円 5,188,000	円 0	円 2,594,000	円 2,594,000